

転入学・編入学について

転入学について

1、転入学とは

高等学校に在籍している生徒が、他の高等学校の相当学年に入学すること。

2、受入の条件

次の（１）から（５）のすべてを満たす場合、転入学の手続きを始める。

- （１）生徒及び保護者が和歌山県内に住所を有することが確実であること。
- （２）学校教育法第一条に定められている高等学校に在籍していること。
- （３）一家転住等、やむをえない正当な理由があること。
- （４）在籍校と本校との教育課程に大きく差異がないこと。
- （５）本校教育上支障のないこと。（定員など）

3、受付の時期

次年度から受入の場合：２月下旬まで

２学期から受入の場合：７月下旬まで

4、手続き

- （１）本校まで在籍校を通じて電話にてお問い合わせください。その際、上記「2、受入の条件」に該当することを証明する書類をご用意ください。
- （２）転入学の手続きを行う場合は、下記の書類を本校までご提出ください。手続きが終わり次第、転入学試験実施等についての詳細を連絡します。

《必要書類》

- | | |
|---------|-----------------|
| ①転入学照会書 | ②住民票謄本（家族全員のもの） |
| ③在学証明書 | ④成績証明書及び単位修得証明書 |

- （３）本校にて転入学試験を実施します。

《試験内容》

学科試験（英語、数学、国語）及び面接

- （４）転入学の判定は審査結果及び面接、書類などの各資料を総合的に評価して行い、結果は在籍校を通じて行います。

編入学について

1、編入学とは

外国からの帰国者、高等学校を中途退学または卒業した者、高等学校とは種類の異なる学校（高等専門学校等）に在籍している者が、高等学校の第１学年途中または第２学年以上に、入学すること。

2、編入学の受付、受付の時期、手続きについて

学年に相当する年齢以上に達し、当該学年の者と同等の学力があると認められた者で、上記「2、受入の条件」の（１）、（４）、（５）の条件を満たす者に対して、学校長が試験等を実施したうえで、編入学を許可します。原則として転入学に準じますが、必要書類等など、在籍及び前籍校の種類によって異なる場合がありますので直接本校にお問い合わせください。